

バーゼルⅡに関するQ&A

(平成 18 年 3 月 31 日公表、平成 19 年 3 月 23 日追加、平成 20 年 3 月 31 日追加、平成 22 年 3 月 31 日追加・修正、平成 23 年 9 月 12 日追加)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第 14 条の 2 に基づく告示の条文番号となっています。

【オペレーショナル・リスク】

【第 10 章（オペレーショナル・リスク）関係】

<粗利益>

【関連条項】第 304 条第 1 項及び第 2 項、第 305 条第 3 項

第 304 条-Q1 一年間の粗利益を計算する場合は、どのように考えればよいのですか。
(平成 20 年 3 月 31 日修正)

(A)

基礎的手法および粗利益配分手法における「一年間の粗利益」については、自己資本比率の計算基準時点が 9 月末または 3 月末となる場合は、その各時点を基準時点とする 1 年前までの、連続した 2 半期の粗利益の合計値とします。当該計算基準時点が 6 月末または 12 月末となる場合には、各々直前の 3 月末または 9 月末において算出した粗利益を、そのまま当該計算基準時点における粗利益とします。

また、「直近三年間のうち一年間の粗利益が正の値とならない年がある場合」(第 304 条第 1 項)および「年間合計値が負の値である場合」(第 305 条第 1 項)の判断においても、同様の取り扱いとします。

<粗利益>

【関連条項】第 304 条第 2 項、第 305 条第 3 項

第 304 条-Q2 粗利益におけるアウトソーシングと役員取引等費用の関係は、どのように整理されるのですか。

(A)

アウトソーシングの費用は、通常、役員取引等費用として計上されるものをいいます。アウトソーシングの費用が、役員取引等費用以外の勘定科目として計上されている場合において、役員取引等費用には含まれていないことが明確に識別可能な場合は、役員取引等

費用の全体を粗利益から除くことができます。

<粗利益>

【関連条項】第 304 条第 1 項及び第 2 項、第 305 条第 3 項

第 304 条-Q3 連結ベースの粗利益はどのように算出すればよいのですか。

(A)

連結ベースで基礎的手法または粗利益配分手法を適用する場合は、原則として、連結修正仕訳後の粗利益を算出することになります。

また、連結ベースで先進的計測手法を採用し、一部の法人単位に対して基礎的手法または粗利益配分手法を部分的に適用する場合や、先進的計測手法の部分適用における 2%および 10%基準を適用する場合の粗利益についても同様の取り扱いとなりますが、この場合において、内部取引部分を切り出すことができない場合には、当該法人単位の連結修正仕訳前の粗利益を用いることとなります。

なお、第 304 条第 2 項における「他の者」には、連結自己資本比率算定上の連結の範囲（親銀行等がある場合は、当該親銀行等の連結範囲）に含まれる法人を含めないこととします。従って、当該法人に対する支払費用が役務取引等費用に含まれる場合は、自己資本比率の算定上、当該費用を粗利益から除く取り扱いとなります。

<粗利益>

【関連条項】第 304 条第 1 項、第 305 条第 1 項

第 304 条-Q4 法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関が基礎的手法または粗利益配分手法を採用する場合、「一年間の粗利益」についてどのように考えればよいのですか。（平成 19 年 3 月 23 日追加）

(A)

基礎的手法及び粗利益配分手法における「一年間の粗利益」については、原則として、「バーゼルⅡに関する Q&A」第 304 条 Q-1 に基づいて、算出されることとなります。

ただし、法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関においては、当該「一年間の粗利益」について、自己資本比率の計算基準時点が 3 月末となる場合は、その時点を起算点とする 1 年前までの一事業年度の粗利益とします。当該計算基準時点が 9 月末となる場合には、採用している基礎的手法または粗利益配分手法により直前の 3 月末において算出したオペレーショナル・リスク相当額を、そのまま当該計算基準時点におけるオペレーショナル・リスク相当額とすることとなります。

<粗利益>

【関連条項】第304条第1項、第305条第1項

第304条-Q5 合併、会社分割、事業の譲渡、株式の取得／譲渡、株式交換、株式移転等（以下、「再編成」という。）により、銀行の連結の範囲に、連結対象外であった法人・事業が新たに加わる、あるいは、連結対象であった法人・事業が除かれるなどの事象が生じた場合、基礎的手法又は粗利益配分手法の計算において、粗利益をどのように計算すれば良いですか。（平成22年3月31日追加）

(A)

粗利益の計算方法としては、形式的に連結損益計算書上の計数を遡及するのではなく、再編成後の業務実態を考慮し、法人・事業単位で遡及する必要があります。すなわち、例えば、期中にA法人が連結対象となる場合には、A法人の過去の粗利益を遡及した上で連結損益計算書上の粗利益の計数に加算し、期初時点でB法人が連結対象から外れる場合には、B法人の過去の粗利益を遡及した上で、連結損益計算書上の計数から減算するなど、再編成後の業務実態を考慮した計算を行うこととなります。（図1参照）

なお、再編成後の業務実態の在り方は様々であり、やむを得ない事情で、法人・事業単位での遡及が困難な場合や、法人・事業単位の粗利益が非常に僅少で、自己資本比率への影響が非常に軽微である場合なども想定されることから、そうした場合には、各金融機関にて合理的な計算方法を判断の上、事前に当局に計算方法を相談するなど、適切な計算に努めることが重要です。やむを得ない事情として、下記のような例が考えられます。

- ・ 金融機関Xの連結の範囲に、法人が新設された場合
- ・ Xの連結子会社の粗利益を過去に遡る過程で、当該子会社も再編成が行われているなど非常に複雑な計算を要する場合

また、再編成後の粗利益を反映させるタイミングについては、下記「再編成が行われた時期」に対して、下記パターン①を原則としますが、子法人等の決算スケジュール等の相違や適時に遡及困難な事情などを考慮し、下記パターン②とすることでも差し支えありません。ただし、一決算期間において、パターン①との間で数値上の差異が甚大である場合、開示において注記を付すなど、適切な対応が必要です。

再編成が行われた時期	パターン①	パターン②
〔法律上、中間決算が義務付けられている金融機関の場合〕		
Y年4月1日からY年9月末までの間	Y年9月末	(Y+1)年3月末
Y年10月1日から(Y+1)年3月末までの間	(Y+1)年3月末	(Y+1)年9月末
〔法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関の場合〕		
Y年4月1日から(Y+1)年3月末までの間	(Y+1)年3月末	(Y+2)年3月末

図1 一遡及方法の例（表内の数字は各年度の粗利益を指す。）

	(Y-2)年度	(Y-1)年度	Y年度
〈金融機関 X の連結損益計算書の粗利益〉			
金融機関 X (単体)	90	100	110
A 法人			50
			▲ 連結化
B 法人	10	20	
			▲ 非連結化
金融機関 X (連結)	100	120	160
〈再編成後を考慮した粗利益の計算〉			
A 法人	+60	+70	+30
B 法人	-10	-20	
金融機関 X (連結)	150	170	190

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 305 条第 1 項、別表第一

第 305 条-Q1 別表第一の業務区分に配分した粗利益が負の値となる場合は、どのような取扱いになるのですか。

(A)

配分した業務区分の粗利益が負の値となる場合には、当該負の値に当該業務区分に対応する掛目を乗じることとなります。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 306 条

第 306 条-Q1 国内で粗利益配分手法の採用を予定している金融機関について、海外現地法人が基礎的手法を採用せざるを得ない場合は、どのような取扱いになるのですか。

(A)

グループ連結ベースで粗利益配分手法を採用する一方、海外現地法人における粗利益配分手法の採用が、現地当局からの要請により、やむを得ず認められない場合は、当該海外現地法人は当該現地当局に対してのみ、基礎的手法により算出した額をオペレーショナル・リスク相当額として届け出ることが認められ、グループ連結ベースでは粗利益配分手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出することとなります。その場合においては、当該海外現地法人においても粗利益配分手法の要件を充足する必要があります。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 306 条

第 306 条-Q2 粗利益配分手法について、どのような承認プロセスとなりますか。
(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

粗利益配分手法の3月末からの採用を希望している金融機関は、原則として、前年の5月頃（第1回）及び11月頃（第2回）に行われる全2回のセルフアセスメント・アンケートを提出する必要があります。

ただし、既に粗利益配分手法の承認を受け、当該手法を採用している金融機関と、他の金融機関（採用手法は問わない。）との合併等が行われ、新たな金融機関又は連結グループが構成された場合、当該金融機関、当該連結グループ及び当該グループに含まれる傘下の金融機関（以降、「当該金融機関等」という。）は、当該合併等の後に行われる直近のセルフアセスメント・アンケート（第1回又は第2回）のみを提出することにより、粗利益配分手法の承認の申請を行うことができます。

なお、当該合併等の後に行われる直近の自己資本比率の開示が、当該直近のセルフアセスメント・アンケートの実施以前に行われる等、やむを得ない事情により、当該金融機関

等が上記の原則及び但し書きの取り扱いとは異なる取り扱いを希望する場合においては、個々の状況に応じて個別具体的に判断することとなります。当該合併等が具体的に予定されている場合は、早めに当局に相談してください。

<オペレーショナル・リスク全般>

【関連条項】第 307 条第 2 項第 3 号括弧書き

第 307 条-Q1 オペレーショナル・リスクと、法務リスク、戦略リスクおよび風評リスクとの関係はどのように整理されるのですか。

(A)

オペレーショナル・リスクには、法務リスク（法務リスクによる損失には、監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等も含まれます）が含まれ、戦略リスクおよび風評リスクは含まれません（ただし、これらのリスクを各金融機関の判断で内部管理上、オペレーショナル・リスクとして捕捉することは差し支えありません）。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 308 条

第 308 条-Q1 持分法適用会社には、粗利益配分手法の適格性基準が適用されるのですか。

(A)

持分法適用会社についても、適格性基準が適用されることが望ましいですが、必ずしもこれを義務付けるものではありません。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 308 条第 6 号

第 308 条-Q2 「オペレーショナル・リスク損失のうち重大なもの」に当たるかどうかは、具体的にどのように判断するのですか。

(A)

オペレーショナル・リスク損失のうち重大なものに当たるかどうかについては、粗利益配分手法を採用する予定の金融機関内部において、実態に照らして合理的に基準を策定し、当該基準に基づき収集を行うこととなります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 311 条

第 311 条-Q1 グループ連結ベースで先進的計測手法を適用し、子銀行についても先進的計測手法を適用する場合は、当該子銀行の計測手法として、連結ベースで先進的計測手法により計算したリスク相当額を配分する手法も認められるのですか。

(A)

原則として、銀行は、妥当であると認められた場合に、連結ベースで先進的計測手法により計算したリスク相当額を配分する手法（以下「配分手法」といいます。）を用いてオペレーショナル・リスク相当額を子銀行に配分することができます。ただし、配分手法を用いる場合において、銀行は配分手法の妥当性を監督当局に説明できなければなりません。配分手法を用いる場合は、子銀行のテール付近のリスクプロファイルが子銀行のオペレーショナル・リスク相当額に適切に反映され、かつ、内部でリスク管理・削減の対象とされている必要があります。（その結果、子銀行等に配分されるオペレーショナル・リスク相当額を合計した額は、連結ベースのオペレーショナル・リスク相当額と一致しない場合もありえます。）

ただし、監督当局（外国の当局を含む。）が重要であると認めた子銀行については、銀行持株会社または親銀行を頂点とする連結の範囲においては、当該銀行持株会社または親銀行から当該子銀行への配分手法の使用は認められず、当該子銀行は単独（スタンド・アローン）で先進的計測手法によりオペレーショナル・リスク相当額を計算しなければなりません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 313 条（銀行持株会社告示第 291 条）

第 313 条-Q1 グループ連結ベースで先進的計測手法を用いる場合に、傘下の子銀行においても別途承認を得る必要はあるのですか。

(A)

グループ連結ベースで先進的計測手法を用いる場合は、子銀行において単独（スタンド・アローン）で計算を行うか配分手法を用いるかに関わらず、親銀行等（銀行持株会社または親銀行）における承認に加え、傘下の子銀行においても、別途先進的計測手法（粗利益配分手法を部分適用する場合は、粗利益配分手法）の承認が必要となります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号

第 315 条-Q1 財務会計処理額とオペレーショナル・リスク損失(認識)額とは、整合的であればならないのですか。

(A)

財務会計処理額とオペレーショナル・リスク損失(認識)の額とは、必ずしも整合的である必要はありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号

第 315 条-Q2 機会費用や逸失利益もオペレーショナル・リスク損失として収集しなければならないのですか。

(A)

いわゆる機会費用や逸失利益については、当面の間、必ずしも規制上のオペレーショナル・リスク損失の額に含める必要はありません。ただし、各金融機関の判断で内部管理上、機会費用や逸失利益をオペレーショナル・リスク損失の額に含めることや、データを収集し内部管理上使用することは望ましいことであり、これを妨げるものではありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号

第 315 条-Q3 同一の原因に基づく損失事象が、複数の期を跨いで複数回発生する場合に、その内部損失データの整理の方法として、下記のいずれの方法をとればよいのですか。

1. 最初に損失が発生した時期に全て合算する。
2. 最後に損失が発生した時期に全て合算する。
3. それぞれ合算せずに損失が発生した都度収集する。

(A)

同一の原因に基づく損失事象が、複数の期を跨いで複数回発生する場合において、内部損失データは、原則として、各金融機関が内部で定める客観的な基準に基づいて整理されることになり、当該整理の方法が、内部の計量方法において想定されている損失事象の特性と整合的であることおよび継続して使用していることを条件として、上記の 3 通りの方法のうち、いずれの方法も用いることができます。

ただし、第 315 条第 3 項第 5 号イに規定するオペレーショナル・リスク損失の額および回収額を業務区分ごとに損失事象の種類に応じて配分する場合においては、上記 3. の方法によることとします。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号イ

第315条-Q4 粗利益の業務区分への配分方法と内部損失データの業務区分への割当方法は、整合的でなければならないのですか。

(A)

リスク管理上、内部損失データの割当方法が合理的であることを当局に証明できる場合には、粗利益の業務区分への配分方法と、内部損失データ収集上の業務区分への割当方法は、必ずしも一致していなくても差し支えありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号ロ及びハ

第315条-Q5 「すべての業務における一定の閾値」は、地域（国）や法人単位ごとに異なる設定が許容されるのですか。

(A)

閾値の適用がオペレーショナル・リスク相当額の算出に重要な影響を与えないことを前提として、業務区分、損失事象、地域(国)または法人単位等により異なる閾値を設定しても差し支えありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号ニ

第315条-Q6 オペレーショナル・リスク相当額の計量を行う際に用いる内部損失データについては、回収実績等を反映した後（ネット）のオペレーショナル・リスク損失の額を用いてもよいのですか。（平成22年3月31日修正）

(A)

オペレーショナル・リスク相当額の計量においては、適切に内部損失データが収集されていることを条件として、ネットのオペレーショナル・リスク損失の額を用いても差し支えありません。但し、保険による回収実績を反映した後のオペレーショナル・リスク損失の額を用いる場合、第320条の要件を満たす必要があります。

また、その場合においても、グロスのオペレーショナル・リスク損失の額についても収集・蓄積しなければならず、当該損失の額については各業務部門におけるオペレーショナル・リスクの管理の向上のために適切に活用することが必要です。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号ト

第 315 条-Q7 マーケット・リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、オペレーショナル・リスク・データベースにおいてすべて特定されている必要がありますか。

(A)

すべて特定されている必要があります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 6 号

第 315 条-Q8 外部損失データをシナリオ作成における参照情報等に使用する等、オペレーショナル・リスクの計量モデルに直接投入しない方法も認められますか。

(A)

第 315 条第 3 項第 6 号に規定する要件を満たした上で、シナリオの作成や業務環境および内部統制要因の勘案において外部損失データを適切な方法により使用していると認められれば、計量モデルに直接当該外部損失データを投入しない場合においても、第 315 条第 3 項第 3 号に規定する外部損失データにかかる要件を満たしているものと考えられます。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号

第 315 条-Q9 顧客からの手数料を数年間に渡り本来定められた金額より多く徴収していたが、発覚後、当該超過部分の金額を当該顧客に払い戻し、会計上の損失処理を行った場合は、内部損失データの対象となるのか。(平成 23 年 9 月 12 日追加)

(A)

「バーゼルⅡに関する Q&A」第 315 条-Q1 にあるとおり、オペレーショナル・リスク損失の金額と財務会計処理額は整合しないことがあります。例えば間にあるように過年度の手数料の過徴収が判明し、これを払い戻した額については財務会計上は損失に計上することになりますが、オペレーショナル・リスク上の内部損失データの対象とする必要はありません。

また、財務会計上の損失処理額のうち、過年度の決算相違による修正等において、キャッシュフローに変動がなく計数の計上タイミングのみの修正の場合も内部損失データの対象とする必要はありません。

ただし、手数料の過徴収の払い戻し等が明らかな銀行の誤処理に基づくものでなく、オペレーショナル・リスク事象に起因する訴訟等（訴訟上又は訴訟外の解決、調停、示談又は訴訟を提起されるリスクを避ける目的で、金融機関が自主的に支払った場合等を含む。）の結果として生じた場合の払い戻した額は別の損失として内部損失データの対象となります。なお、決算訂正によって当局から課された制裁金、修正申告によって生じた附帯税等追加的に

生じた損失は、いずれの事象においても、内部損失データの対象となります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 318 条、第 319 条

第 318 条-Q1 粗利益配分手法を採用している金融機関が、グループ連結ベースで先進的計測手法に移行しようとする場合、子銀行を除く子会社について部分適用として基礎的手法を用いることが認められますか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

当該金融機関及び子会社が第 318 条及び第 319 条の要件を充足している場合、当該子会社について部分適用として基礎的手法を用いることができます

<先進的計測手法>

【関連条項】第 319 条第 1 項第 3 号

第319 条-Q1 「法人単位の粗利益が、銀行の連結財務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める」かどうか、および「先進的計測手法を使用しない業務区分又は法人単位の粗利益の合計が当該先進的計測手法採用行の連結財務諸表に基づく粗利益の十パーセントを超える」かどうかは、何年間の判定によるのですか。また、一旦2%以上の粗利益を計上して、先進的計測手法を適用した場合、次年度以降は、当該業務区分または法人単位の粗利益が2%以上か未満かにかかわらず永続的に先進的計測手法を用いてよいのですか。(平成22年3月31日修正)

(A)

先進的計測手法における重要性の原則のうち、各法人単位の粗利益が銀行グループ（最上位の銀行または銀行持株会社）の2%以上を占めるかどうかの基準および先進的計測手法を採用しない法人単位の粗利益の合計が10%以下であるかどうかの基準についての計算方法は、原則として、3年間の粗利益の平均値により、半期に一度の頻度で判定することとなります。

先進的計測手法の承認を受けた銀行は、第317 条に基づき承認が取消された場合を除き、先進的計測手法を継続して用いなければなりません（第312 条第2 項）。従って、粗利益が2%を下回った場合においても、やむを得ない場合を除き、先進的計測手法を継続使用しなければなりません。

一方で、当初の粗利益が2%を下回っており先進的計測手法を適用していなかった法人単位において、その後粗利益が2%を上回った場合には、第316 条第2 項に照らして、改善計画を提出した上で先進的計測手法の適用に向けた取り組みを行うこととなります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 319 条第 1 項第 3 号

第 319 条-Q2 先進的計測手法の部分適用の特例における「粗利益の 2%」基準を適用するに当たり、孫会社についてはどのように判断すればよいのですか。

(A)

第 319 条第 1 項第 3 号における「粗利益の 2%」基準に該当するか否かについては、金融機関の子会社、孫会社それぞれの単体ベースの粗利益をもとに、法人単位ごとに判断することとなります。

【附則<オペレーショナル・リスク関係>】

<旧告示におけるオペレーショナル・リスクの取扱い>

【関連条項】附則第 11 条等

附則第 11 条-Q1 事業の全部または一部について、旧告示により自己資本比率を計算している金融機関は、新告示に基づいてオペレーショナル・リスク相当額を算出する必要がありますか。

(A)

第 146 条および附則第 11 条に基づき、事業の全部または一部について旧告示により自己資本比率を計算している金融機関は、当該部分について、新告示に基づきオペレーショナル・リスク相当額を算出して自己資本比率を計算する必要はありません。